

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令参照条文

目次

○電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）（抄）	．．．．．	1
○電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）（抄）	．．．．．	1
○電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）による改正前の電波法（抄）	．．．．．	2
○放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）（抄）	．．．．．	2
○電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第七十三号）	．．．．．	2
○鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）	．．．．．	4
○軌道法（大正十年法律第七十六号）（抄）	．．．．．	4
○海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）	．．．．．	4
○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）	．．．．．	4
○道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（抄）	．．．．．	5

○電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）（抄）

（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第九十二条の二 審理官は、審査請求人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、適当と認めらるる者に、参考人として出頭を求めてその知つてゐる事実を陳述させ、又は鑑定をさせることができる。この場合においては、審査請求人、参加人又は指定職員も、その参考人に陳述を求めることができる。

（参考人の旅費等）

第九十五条 第九十二条の二の規定により出頭を求められた参考人は、政令で定める額の旅費、日当及び宿泊料を受ける。

（権限の委任）

第四百条の三 この法律に規定する総務大臣の権限は、総務省令で定めるところにより、その一部を総合通信局長又は沖縄総合通信事務所に委任することができる。

2 第七章の規定は、総合通信局長又は沖縄総合通信事務局長が前項の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求及び訴訟に準用する。この場合において、第九十六条の二中「総務大臣」とあるのは、「総合通信局長又は沖縄総合通信事務局長」と読み替えるものとする。

（指定試験機関の処分に係る審査請求等）

第四百条の四 この法律の規定による指定試験機関の処分に不服がある者は、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十七条の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。2 第八十三条及び第八十五条から第九十六条までの規定は前項の規定による審査請求に、第九十六条の二から第九十九条までの規定は同項の処分についての訴訟に、それぞれ準用する。この場合において、第九十条第二項及び第九十六条の二中「総務大臣」とあるのは「指定試験機関」と、第九十条第二項中「所部の職員」とあるのは「役員又は職員」と読み替えるものとする。

○電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）（抄）

附則

第四条 附則第一条第一項ただし書に規定する改正規定の施行前にされた改正前の電波法（以下「旧法」と

いう。)の規定による指定検査機関の処分については、旧法第百四条の四の規定は、当該改正規定の施行後もなおその効力を有する。この場合において、同条中「郵政大臣」とあるのは、「総務大臣」とする。

2 前項の規定によりなお効力を有することとされた旧法第百四条の四第一項の規定によりされた審査請求に対する裁決については、当該審査請求を総務大臣に対する異議申立てとみなして、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十七条の規定を適用する。

○電波法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十七号)による改正前の電波法(抄)

(指定証明機関等の処分に係る審査請求等)

第百四条の四 この法律の規定による指定証明機関、指定試験機関又は指定検査機関の処分不服がある者は、郵政大臣に対し、審査請求をすることができる。

2 第八十五条から第九十六条までの規定は前項の規定による審査請求に、第九十六条の二から第九十九条までの規定は同項の処分についての訴訟に、それぞれ準用する。この場合において、第九十条第二項及び第九十六条の二中「郵政大臣」とあるのは「指定証明機関、指定試験機関又は指定検査機関」と、第九十条第二項中「所部の職員」とあるのは「役員又は職員」と、第九十六条の二中「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁決」と読み替えるものとする。

○放送法(昭和二十五年法律第三百二十二号)(抄)

(審査請求及び訴訟)

第百八十条 電波法第七章及び第百十五条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての審査請求及び訴訟について準用する。

○電波法による旅費等の額を定める政令(昭和二十五年政令第百七十三号)

(趣旨)

第一条 電波法第九十二条の二(同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十七号)附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法(昭和二十五年法律第三百二十二号)第百八十条にお

いて準用する場合を含む。)の規定により出頭を求められた参考人の受ける旅費、日当及び宿泊料の額については、この政令の定めるところによる。

(旅費)

第二条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給するものとする。

2 鉄道賃及び船賃の額は、旅行区間の路程に応ずる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で総務大臣が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては総務大臣が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金)並びに総務大臣が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。)による。

3 路程賃の額は、一キロメートルごとに三十七円とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

4 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、路程賃の額は、実費額による。

5 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(日当)

第三条 日当の額は、一日当たり八千二百円以内において、総務大臣が定める。

(宿泊料)

第四条 宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円以内、同表に定める乙地方である場合

においては七千八百円以内において総務大臣が定める。

○鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「鉄道事業」とは、第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業をいう。
2 5 6 （略）

○軌道法（大正十年法律第七十六号）（抄）

第一条 本法ハ一般交通ノ用ニ供スル為敷設スル軌道ニ之ヲ適用ス

② （略）

○海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3 5 11 （略）

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 5 17 （略）

18 この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

○道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄）

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ (略)

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二 (略)

（有償貸渡し）

第八十条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

2 (略)